

第5期第29回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成29年11月24日(金) 午後2時00分から午後2時21分

2.開催場所 穂別町民センター 会議室

3.出席委員 ○(23名)

4.欠席委員 △(2名)

1番	中澤 浩	△	11番	前田 良紀	○	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	○	12番	平島 道弘	○	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	○
4番	石崎 代里子	△	14番	上杉 俊光	○	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	○	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	○			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	○			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	○			

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第2号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第6 議案第3号 農地移動適正化あっせんに関する件

第7 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第8 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

6.農業委員会事務局職員

本 庁―事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

穂別支局―支局長 為田 雅弘、主査 藤野 真稔

7.会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会	長	【会長挨拶】
議	長	本日の出席委員は23名です。欠席は、1番、中澤 浩委員、4番・石崎代里子委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5期第29回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、14番・上杉 俊光委員、15番・綱木 信照委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告1件、議案5件の合わせて6件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 日程第3 報告第1号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第1号、朗読及び説明】 11月につきましては、議案に記載のとおり、11月15日に川西地区委員会及び川東地区委員会を開催しております。 川西地区においては、あっせん申し出1件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定してございます。 川東地区においては、あっせん申し出1件について審議した結果、農地中間管理機構による買い入れが必要と判断してございます。なお、あっせんの申し出内容については2ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 日程第4 議案第1号「農地第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主	査	【議案第 1 号、朗読及び説明】 4 ページになります。 1 番についてですが、譲渡人である●●さんは平成 26 年に破産宣告をし、申請者となっている●●さんが破産管財人として選定されております。このことは裁判所からの証明書により確認しています。次に同じく平成 26 年から今回申請地となっている農地と宅地等を含め、●●さんが経営している時代に抵当権等の権利設定もされておりますが、その抹消等と所有権移転について札幌地裁で裁判が係争中となっております。今回、その裁判を一括結審するため和解が進められておりますが、成立のために農地及び外物件についても売買により●●＜農地所有適格法人＞が取得しようとするもので申請があったものです。 なお、破産管財人が物件を処分するためには裁判所からの許可書が必要であり、許可書についても提出されていますので申し添えます。 ●●＜農地所有適格法人＞は平成 27 年より町内で農地所有適格法人として営農しており、所有地は牧草を適正に耕作しております。今回申請のあった農地についても過去から牧草を作付されている農地であり、今後も牧草を作付する計画であり適正に耕作されるものと判断しています。 2 番についてですが、これまで農地法第 3 条による使用貸借を行ってりましたが、10 年を経過し契約期間満了を迎えるあたり、改めて使用貸借を行うもので、●●さんが引き続き経営地として利用します。以上 2 件、いずれの農地につきましても、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6 ページから 9 ページまで、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
16	番	1 番について現地を確認してきましたので、報告します。 事務局から説明があったとおり申請地は、平成 26 年から行われている裁判の和解に向けた売買を行うという内容となりますが、譲受人の●●＜農地所有適格法人＞は町内の別の農地で牧草を適正に耕作しております。申請地は過去から牧草の作付が行われており、譲受人が取得しても適正に耕作され、周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
7	番	2 番の期間満了に伴い、再度、使用貸借する案件ですが、今現在も●●さんが耕作しており、適正に耕作されております。更新後も●●さんが耕作者となるため、適正に農地利用されるものと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありますか。

(質問、意見なし)

主 査 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
日程第5 議案第2号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第2号、朗読及び説明】
11ページになります。
●●＜農地所有適格法人＞は、平成2年より酪農経営を行っている法人でございますが、これまで、賃貸や農地法3条による農地の取得等を行ってきておりますがあっせん名簿への登録がなかったため申し込みを受けたものでございます。以上1件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
日程第6 議案第3号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第3号、朗読及び説明】
13ページになります。
以上、1件について、14ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
日程第7 議案第4号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第4号、朗読及び説明】
16ページになります
本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。なお、17・18ページに、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますよう、宜しく申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
日程第8 議案第5号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第5号、朗読及び説明】
20ページになります。
1番・2番とも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。
1番は昭和41年に住宅が建築され既に50年が経過しています。11月15日に担当委員と事務局にて現地調査を行っておりますが、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。
2番につきましても50年前に現所有者の義母が相続を受けてから農地として利用されてない土地であります。こちらも11月15日に、担当委員と事務局にて現地調査を

主	査	行いましたが、今後も農地としての利用は困難と判断し農地・採草放牧地以外と確認しております。 ２１ページから２２ページまでの図面をご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
１８	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、市街地の一角にある土地で既に住宅が建築されており長く農地として利用されていなく、今後も、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
１２	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、長く農地として利用されていなく、隣接する住宅地と一体的利用がされております。今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しました。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、議案第５号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議	長	ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第３０回の総会の開催日は、１２月２５日に召集いたしますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。